

宮崎県ハンドボール協会規約

第1章 総則

(名称および事務所)

第1条 本協会は、宮崎県ハンドボール協会(以下、本会という)という。

第2条 本会は、事務所を事務局所在地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、宮崎県におけるハンドボール競技に関することを統轄し、これを代表する団体であってハンドボール競技の健全なる普及・発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) ハンドボール競技に関する基本方針を確立し、その普及・啓発を図ること。
- (2) 各種競技会の開催及びその援助をすること。
- (3) ハンドボール競技に関する調査、研究及び講習会、研修会を開催し、競技力の向上を図ること。
- (4) 支部組織の強化発展とその施策の協力に関すること。
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業。

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 負担金
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 補助金及び寄付金品
- (4) その他の収入

(負担金)

第6条 本会登録団体は、別に定める負担金を納入しなければならない。

(経費の支弁)

第7条 本会の事業に要する経費は、収入等運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第8条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、毎年会計年度開始前に会長が編成し、常任理事会の議決を経て理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第9条 本会の収支決算は、毎年会計年度終了1ヶ月以内に会長が作成し、事業報告書とともに監事

の意見をつけ、常任理事会の議決を経て理事会の承認を得なければならない。

- 2 本会の収支決算に剰余金があるときは、常任理事会の議決を経て翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 組織

(組織)

第11条 本会は、本会の目的に賛同する宮崎県における支部（市郡協会）、一般、大学、高専・高校、中学校、クラブ、小学校の登録団体をもって組織する。

第5章 役員

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 顧問・参与 若干名
- (4) 理事長 1名
- (5) 副理事長 2名以内
- (6) 事務局長 1名
- (7) 常任理事 若干名
- (8) 理事 若干名
- (9) 専門部長 各1名
- (10) 委員長 各1名
- (11) 監事 2名

(会長及び副会長)

第13条 会長及び副会長は、常任理事の中から理事会で推挙する。

- 2 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順位によりその職務を代行する。

(理事長及び副理事長)

第14条 理事長及び副理事長は、常任理事会において常任理事の互選で定める。ただし、会長が特別に認め、理事会の承認が得られた場合にはこの限りではない。

- 2 理事長は、会長の命により日常の会務を掌理する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。

(常任理事)

第15条 常任理事は、理事の中から選任する。ただし、会長が特別に認め、理事会の承認が得られた

場合にはこの限りではない。

- 2 常任理事は、常任理事会を執行して本会の会務を議決し執行する。

(理事)

第16条 理事は、支部（市郡協会）及び登録団体より選任する。

- 2 会長は、前項のほか学識経験者若干名を理事として指名することができる。
- 3 理事は、理事会を組織して会長の諮問に応じ必要な事項を審議する。

(専門部長)

第17条 専門部長は、理事長及び副理事長が兼務する。

- 2 専門部長は、専門部会を代表し会務を統轄する。
- 3 本会の会務を統括するため、総務部長、普及・強化部長、競技部長を置く。

(委員長)

第18条 委員長は、理事の中から選任する。

- 2 専門部長の基に各委員会を設置し、各委員会には委員長を置く。
- 3 委員長は、専門部長を補佐し、委員会を代表し会を統括する。
- 4 本会の会務を統括するため、総務委員長、広報記録委員長、地区協会委員長、指導普及強化委員長、審判委員長、競技委員長、TO委員長を置く。

(監事)

第19条 監事は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

- 2 監事は、定時会計監査を毎年会計年度終了後に行い、その結果を常任理事会、理事会において報告するものとする。

(事務局長)

第20条 本会の事務を処理するため、事務局長を置く。

- 2 事務局長は、会長の命をうけ事務を処理する。

(名誉会長、顧問・参与)

第21条 本会に名誉会長（1名）、顧問・参与（若干名）を置くことができる。

- 2 名誉会長は長きにわたり会長を務めその功績顕著なるものを理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は会長の諮問に応じ意見を述べる事が出来る。
- 4 顧問・参与は本会の会長、副会長であったもの、及び本会に寄与するものうちから理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。
- 5 顧問・参与は会長の諮問に応じて意見を述べる事が出来る。

(役員任期)

第22条 役員任期は、2ヶ年とし再任を妨げない。

- 2 役員に欠員又は増員の必要性が生じた場合は、役員を補充を行う。増員役員任期は、他の役員残任期間とし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(解任)

第23条 役員は、本会の役員としてふさわしくない行為のあった場合、又は特別の事情がある場合に

は、常任理事会の議決を経て理事会の承認を得て解任することができる。

第6章 会議

(会議)

第24条 会議は、常任理事会、理事会とし会長が招集する。

- 2 常任理事会の議長は、会長もしくは理事長とし、理事会の議長は会長がこれを務める。
- 3 常任理事会、理事会は、それぞれ2分の1（委任状を含む）以上の出席がなければ会議を開き議決することは出来ない。
- 4 常任理事、又は理事の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときには、会長はすみやかに常任理事会及び理事会を招集しなければならない。
- 5 監事、専門部長、委員長、事務局長は、常任理事会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決)

第25条 常任理事会及び理事会の議事は、それぞれ出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 規約改正については、理事会の3分の2以上の承認がなければならない。

(常任理事会)

第26条 常任理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 理事会の審議に付する事項。
 - (2) 施行規程の制度及び改廃に関する事項。
 - (3) その他事業遂行上重要な事項。
- 2 会長が常任理事会を招集する余裕のない緊急を要する事項については、常任理事会の議決を経ないでこれを処理することができる。ただし、次の常任理事会で承認を得なければならない。

(理事会)

第27条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認。
- (2) 事業報告及び収支決算の承認。
- (3) その他、会長が付議する事項。

(議事録)

第28条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席代表2名が署名捺印のうえこれを保存する。

第7章 専門部及び委員会

(専門部及び委員会)

第29条 本会規約第4条に定める事業を遂行するために必要な専門部及び委員会を設けることが出来る。

- 2 専門部及び委員会の目的及びその他必要な事項については、別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第30条 本会の事務を処理するために事務局を設け、事務局長を置く。

2 事務局の運営管理等に関する事項は別に定める。

第9章 賞

第31条 本会は、本県ハンドボール競技の向上発展に関し特に顕著な業績を収めた小学生・中学生・高校生・審判員に対して優秀賞を設立し、これを顕彰することを目的とする。

2 表彰規定については、別に定める。

附 則

第1条 この規約は、昭和39年3月21日より施行する。

昭和47年	4月 1日	一部改正
昭和50年	4月 1日	一部改正
昭和55年	4月 1日	一部改正
平成 9年	4月12日	一部改正
平成13年	4月 7日	一部改正
平成21年	4月 4日	一部改正
平成29年	4月16日	一部改正
令和 3年	4月 4日	一部改正
令和 5年	4月 4日	一部改正
令和 6年	4月14日	一部改正
令和 7年	4月13日	一部改正